

## 第 8 回

# 新市建設計画作成等小委員会会議録

平成 1 6 年 2 月 1 8 日（水）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第8回 新市建設計画作成等小委員会

○日 時 平成16年2月18日(水) 午前9時30分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

### ○出席委員(13名)

委員長	丹羽 厚詞	尾西市長	副委員長	山口 昭雄	木曾川町長
委員	谷 一夫	一宮市長	委員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
委員	浅野 長祥	尾西市議会議員	〃	川合 正高	木曾川町議会議員
〃	豊島 半七	一宮市学識経験者	〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者
〃	吉田 弘	尾西市学識経験者	〃	上田 芳敬	尾西市学識経験者
〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者	〃	神藤 浩明	学識経験者
〃	古池 庸男	学識経験者			

### ○欠席委員(1名)

委員 杉本 尚美 木曾川町学識経験者

### ○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 合併に係る基本的事項について

①新市建設計画(案)について(協定項目25)

②新市の自治のあり方について

(2) その他

今後の新市建設計画作成等小委員会開催日程について

3. 閉会

○森 輝義事務局長

皆様おはようございます。ただいまから「第8回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会新市建設計画作成等小委員会」を開催いたします。

本日の会議に当たりまして、3号委員の杉本委員さんから欠席のご連絡をいただいているところでございます。従いまして、本日の出席状況は、委員総数14名のうち、ご出席が13名となっております。小委員会規程第6条第2項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、丹羽委員長さん、よろしくお願いいたします。

○丹羽 厚詞委員長

どうも皆さん、おはようございます。

本日は、久しぶりに穏やかな日になりましたが、当小委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございました。

先回の小委員会でも非常に白熱した議論になったわけですが、引き続きまして、本日も新市建設計画（案）につきまして、そして、新市の自治のあり方について皆様方にご議論いただきたいと思います。2市1町の間ではアンケートも始まりましたし、尾西市においては住民投票を直前に控えて、いよいよ合併協議も佳境に入っております。どうか本日もよろしくお願いいたします。

それでは、協議に入っていきたいと思いますが、協議に入ります前に、1月まで合併協議会の委員でいらっしゃいました尾西市の浅田委員にかわりまして、本日から尾西市の2号委員として、浅野委員さんにご参加いただくことになりました。恐縮ではございますが、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

○浅野 長祥委員

おはようございます。皆さん大変ご苦労さまでございます。

このたびの件で委員がかわりまして、私が出ることになりました。既に相当新市計画として進んでいるようでございますが、協力させていただいて、私も早く皆さんと同じ土俵に上がりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○丹羽 厚詞委員長

それでは早速、議題（1）合併に係る基本事項についての①番「新市建設計画（案）について」ご協議いただきたいと思います。

それぞれお持ち帰りいただきご検討いただいたと存じますが、前回のご意見の整理と対応について、語句修正等の提案もあるようですので、あわせて事務局から説明願います。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

お手元の次第、はねていただきまして、1ページをお願い申し上げます。資料1となって

いるところでございます。「新市建設計画（案）について」といったことでございます。

前回の小委員会におきまして、いろいろ各委員さんからご意見を頂戴いたしました。私どもの方で、実際の素案の修正ということではなく、こんな意見が出たといったことで、その対応策はこれでいかがかといったものをお示しさせていただいております。

まず、1ページでございますが、一番上からご説明申し上げますけれども、4ページの産業・経済というところで、その電気機器等の出荷額が増加した理由について、企業数とか事業所数、従業員数の変化がわかれば教えてほしいといったご意見でございました。

その前に、お断りしなければなりません、この点線でくくったところが委員さんからのご発言、矢印がありまして、実線で結んだ部分が事務局からの回答と申しますか、こんなことではいかがでしょうかといったことをご理解いただきたいと思います。

それで、今の出荷額等につきましては、6ページから7ページをご覧いただきたいと思います。産業・経済のうち、工業の製造品出荷額の推移といったことで、グラフと表にさせていただきました。

はねていただきまして、7ページの方においては、従業員数、あるいは事業所数の推移といったことで棒グラフにさせていただきました。

また、8ページにおいては、今まで商業のところは文言だけの表記であったわけですが、商業も事業所数の推移といった表をつけさせていただいたものでございます。もしこれでまたご議論いただいて、建設計画に盛り込んだ方がいいということならば、これも加えてまいりたいと考えております。

戻っていただきまして恐縮でございます。1ページの方でございます。

2つ目でございますが、13ページの新市の基本理念について、もう少しイメージがわかるようなというご意見がございましたので、これにつきましては、ほかの委員さんからのご発言で、事務局で加筆するより、これは委員の協議でといったようなご意見がございまして、またこれにつきましては、各委員さんからいろいろご発言をいただきたいと思います、かように考えております。

1ページの一番最後でございますが、17ページの母子保健の充実のところ、育児に対する意欲の低下防止というのはいかにも消極的だろうと、もう少し積極的な表現にならないかといったご発言がございまして、「低下防止のため」というところを「意欲の高揚を図るため」といった記述でいかがかとお示しさせていただいております。

2ページの方でございますが、尾西市のキソガワフユヌスリカ対策、これは、県事業に対する要望事項といたしまして上げてあったわけですが、これは、事務所長さんのご答弁にもございましたように、県の担当部課の方で検討されて、採用か否かといったことが決定されるわけですが、これが県の方でバツとなってしまうと、この建設計画の中からユスリカ対策というのが一切消えてしまう。やはり市においてできることというのは限られているわけですが、何かしらの記述が必要であろうといったご意見がございましたので、20ページの生活環境の欄の一番最後の項目といたしまして、㊸といたしまして、不快害虫の発生防止というのを掲げさせていただいたらどうかといったことで提案さ

せていただいているものでございます。

続きまして、29ページの住民参加・コミュニティの推進でございますが、これについては、議題の2番目のところでご説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

35ページの第6章、公共施設の適正配置と整備となっております。これも委員さんから、学校の耐震と、あるいは消防本部の耐震対策は書かれているけれども、ほかの公共施設についての記述がないといったご意見がございました。

私どもも、このときにご答弁させていただいたのは、建設計画の中に書かれていないと、例えば、特例債で市役所を修繕するといった場合に特例債が使えないといったことになってまいりますので、どこかでの記述はやはり必要であろうと考えまして、この公共施設の適正配置と整備の欄で、一部「また」のところでございますが、「また、新市全体の広域的な利用の側面、耐震性の強化等、安全性の確保を図る側面等から、老朽化の著しい施設を中心に優先的に更新、整備を図っていきます。」といった文言をつけ加えさせていただいたらどうかという提案でございます。

2ページの最後でございますが、国にアピールできるような工夫ができないかといったご意見がございました。これにつきましても、今回のこの特例法による合併のこの建設計画については、いわゆる国の関与を排除といいますか、国の関与がないような格好で、県事業の記載にとどめるといったルールがございますので、国の事業というのを建設計画に盛り込むことは、これは想定されていないといったことでございますが、新しい市が国に対して何かしらのアピールをしていくということの記述は、それは不可能ではないだろうと考えております。

ただ、これにつきましても、各委員さんからいろいろなご意見を頂戴して、この建設計画のどこかに盛り込んでいけるものなら加えてまいりたいと考えているところでございます。

はねていただきまして、3ページでございますが、ここからは、事務局により語句修正ということでございまして、前回もお断りさせていただきましたが、まだ文章的にこなれていないところがあるというふうに申し上げまして、語句の修正とか、あとは語句の整理と申しますか、そういったことをさせていただいております。1個1個の説明は省略させていただきますので、後でまた見ていただきまして、何かご意見があれば承りたいと、かように考えております。

これと、前回この素案をご提示申し上げて、1カ月間いろいろお考えいただいて、本日は皆様方から意見を出していただきます。それで、大卒の意見はここで集約をさせていただきたいと考えております。それで、次回3月の当小委員会において、皆様方からいただいた意見をまとめた素案を作成し直しまして、再度ご提案申し上げるといったことにさせていただこうと考えております。そこでまた、今申しましたように大半はここでご意見をいただいているということで、そこでご意見の場合は微修正にとどめさせていただきたいと考えております。

それを受けて、4月の小委員会で、小委員会としてのその計画の素案の決定を見ていき

いと考えております。小委員会で決定されたものを、4月の全体の協議会にご提案を申し上げまして、そこでご承認いただいた後、5月に県の方に対して、この計画でといったことを協議してまいりたいと考えております。スケジュール的なものはそのようなことに考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

#### ○丹羽 厚詞委員長

ただいま事務局から、前回の小委員会で出ましたご意見の内容、語句修正等の説明がございましたが、これらも含めご意見をいただきたいと存じます。

説明にありましたように、案文に対するご意見は今回の委員会で出していただき、3月以降はその微修正となりますので、十分にご意見をお出しいただきたいと存じます。また、資料1ページ中段の、基本理念の厚みを増すですとか、2ページ下段の国にアピールできるような工夫など、我々委員がつくり上げていくものでございますので、是非とも積極的なご発言をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いします。

はい、川合委員さん。

#### ○川合 正高委員

前回、私、実は発言をいたしておりませんでしたので、お願いいたします。

ご案内のように、まちづくりをするにも、あるいは国づくりをするにも、まず大切なことが人づくりから始めなければいけないと、このように思っております。それで、人づくりに最も大切なものは、やはり教育だと思っています。

そこで、一宮市長さんにお尋ねしていくわけでございますが、私どもの木曾川町は35人学級を実施いたしております。この結果は現在行っておりますが、よしか悪しかは、これはまだ結果が出ておりませんが、いずれにいたしましても、県の方も35人学級、1年生を実施することになりました。また、お隣の三重県も小学校2年生までは30人学級というようなことで、教育は徐々に改革されてきております。

そこで、市長さんをお願いしたいことは、どのようにこの問題に取り組まれるかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

#### ○丹羽 厚詞委員長

よろしいですか。

#### ○谷 一夫委員

合併協議の中で、こういった教育関係のことは、本来は総務文教小委員会の管轄でございますので、最終的にはそちらで正式にご同意をいただくことになろうかと思いますが、今日は新市建設計画の中で、小委員会のそういう権限も侵さないという前提でお尋ねがございましたので、私どもの考えをお話ししたいと思います。

私どもは、35人学級を全小中学校に広げるということ、そのこと自体に反対しているわけではございません。本来は国レベルで、義務教育でございますから、全国统一基準で国の施策としてやっていただければというのが一番望ましいと思います。最低でも県あたりの広域

のエリアでそういった施策が行われるというのが望ましいと思います。そういう形で行われるのであれば全く問題ないわけで、大賛成でございますが、ただ、今のような状況で、各市町がそれぞれ苦しい状況の中でやっていくということについては、かなり疑問を持っています。

それは、理由が幾つかございますけども、まずは今の小中学校の仕組みが40人学級を前提にして作られているわけですね。当然そういうことになります。つまり、40人学級を前提にして教員の配置が行われ、教室等の仕組みもそのように作られているわけです。それを35人にするということは、当然先生もたくさん要ることになるわけですし、教室等もかなりたくさん要ることになると、特に小学校の場合は問題になると思います。

中学校の場合は、担任を持っていない正規の先生というのは何人かいらっしゃるわけです。専科教員というのもおりますので、担任を持っていないけれども、きちんと教員免許を持ち、常勤でという先生が何人かおいでになりますので、よしんばクラスが幾つかふえても、何とかその先生で対応することが不可能ではないと思いますね。施設はともかくとしましても。

ただ、小学校の場合は、ご承知のように、担任を持っていないで、なおかつ常勤の先生、つまり担任を持てる資格がある先生というのは、校長先生と教頭先生と教務主任さんと校務主任さん、普通はこの4人なのですね。それで、校長先生と教頭先生は担任を持つわけにはいきませんので、どうしてもクラスが増えれば、教務主任さんか校務主任さんが担任を持つということにせざるを得ません。

それで、一宮市の場合では、教務主任、校務主任でも実は担任を持っている先生もおいでのになるのです。みんな持っていないかというそうではなくて、持っていいらっしゃる先生も現においでのになります。しかし、原則としては持っていない方が多いものですから、一宮市の小学校1年生を33人学級にしたときは、市内全体で14の学校で1学級ずつ増えることになるわけですが、1校で1学級増でありますので、教務主任さんか校務主任さんのどちらかで、担任を持っていない方が担任をするということで、何とか対応できたわけですね。ここらが限界だと思います。

もし、全学年で35人学級ということになりますと、小学校1年生だけですと1つの学校で1学級増えるだけで済むわけですが、全学年ということになりますと、小学校の場合は6学年あるわけですから、3学級以上増えるという可能性が十分あるわけです。例えば、3学級増えた場合には、2人までは教務主任、校務主任で、頭数だけでいえば対応できるということになりますが、3人目をどうするかとなると、もうお手上げですね、担任する先生がいないわけですから。

よしんば、教務主任、校務主任で対応しても、教務主任、校務主任という仕事も非常に重要な仕事なのです。教務主任はご承知のように、教育の内容について、先生方の指導をしたり、お互いに議論をしたりして、どういうふうに教えていくかということの根幹を議論する、そういう仕事を担う先生でありますし、校務主任は、学校運営自体、施設も含めてさまざまなことについて目配りをするという立場でありますから、どちらも重要な仕事なのですね。その先生が担任を持つということは、本来の教務、校務の仕事が若干手薄になる恐れもない

とは言えませんので、学校全体の運営にとっては大変マイナスが大きい。

そして、また教務主任、校務主任というのは、いわば遊軍でありますので、担任を持っている先生が病気になられたり、何かでお休みになったときに、そういう先生が短時間代理をすることも可能なわけですが、それは、遊軍部隊がいなくなるわけですから、もう目いっぱいやっていくわけですね。何かあったときには、もうどうしようもないということになるわけです。だから、そういう非常な無理をしないとやっていけないということなのです。木曾川町の場合には、それがたまたまうまくいっているようですが、しかし危険因子もはらんでいるということになると思います。

一宮市でもちょっと試算してみましたけれども、全市の小中学校で35人学級をやろうと思うと、100学級ぐらい増えるという報告を受けています。だから、一宮市だけでも3つ以上学級数が増えるところが何校かあるようでして、今申しました理由で、なかなかこれ現実的には難しいと。

今、対応する方法としては、自前で正規の先生を雇うという方法があるわけですが、これも今の教育システムでは、先生というのは県で雇用して、それで給料は国と県が半分ずつ出し合って市町村へ配当をしてくると、そういう仕組みになっていますね。ですから市町村が自前でやることはできないわけで、特区等で申請をして認可を受ければ、できるわけですが、一般的にはできません。ですから、自前で正規の担任の先生を雇うということは非常に難しいわけですし、いわゆる非常勤の先生では担任を持ってないわけですから、これは対応できないわけです。ですから、そのような理由でなかなか難しいと思っています。

それで小学校1年生は、確かに学校の先生のご意見を聞いても、親御さんの不安ということもございまして、私どももほぼ1年やってきまして、これはいろいろな方面から大変評判がいいものですから、来年度も引き続きやりたいと思っておりますが、2年生から上は、ある程度の人数のクラスについては、いわゆる少人数指導ですね、これを運用してクラス編成をし、重点科目については少人数でお願いできるような体制をとっていく、これは非常勤の先生にもできるものですから、そういった方面を充実して対処をしていきたいと思っているわけです。

**○丹羽 厚詞委員長**

はい、よろしかったでしょうか。

はい、川合委員さん。

**○川合 正高委員**

ご説明受けまして、概ねわかりますが、この問題については、なぜ木曾川町が35人学級に踏み込まなければならなかったのかという事情もございまして、と申しますのは、県の方は40人と言いますが、内規では1割多いです。44人まではよろしいということなのです。ですから、40人以上になっても教員の補充はいたしませんということだったから、初めて、こんなことでは今の時代に沿わないのではないかということで、ある程度、町が予算を組んでも改革しなければいかんと。

だから、問題は県の方にそのことを認識してもらえるかということで、そして当たった結



果、では、町の方で予算を組んでやるならよろしいですよということになって、今現在に至っているわけなのです。それについては、木曾川町の議員全員がそれに賛同して、現在まで来ているわけなのです。

ですから、非常にこの父兄にとっても議員にとっても、この問題はかなり印象が強いもので、できるならば火を消さないで、何か方法として残すという方法をとっていただけないかと、このように思っているのですが、完全に今までやってきたものをなくしてしまおうとしてみえるのか、どうもその辺のところははっきりしないので、もう一度、ご答弁をお願いします。

○谷 一夫委員

今、おっしゃったその40人定員の1割増までは認めているという……

○川合 正高委員

県の方は……

○谷 一夫委員

現実にはないですよ。

○川合 正高委員

1割までは内規として認めて……

○谷 一夫委員

認められているかもしれませんが、現実には……

○川合 正高委員

ですから、44人までは……

○谷 一夫委員

いえいえ、現実はその例えば42人のクラスなんてないですよ。

○川合 正高委員

現実では今はないが、結局そのときの発表ではそうでした。

○谷 一夫委員

いや、だけど、それは現実にはないわけですから、現実には40人学級でやられているわけで、それが今おっしゃるような、その1割増やすというのを認めているから35人学級でやるという議論はおかしいのではないのでしょうか。もしその42人学級、43人学級が現実にあって、県が1割増を認めているから、木曾川町が43人学級でやっている。これはおかしいから40人を守るということであれば、話はわかるのですが、それを一足飛びに35人にいつてしまうというところの議論が私にはわかりません。

それから、もう一つ、木曾川町がせっかくやっているとおっしゃるけれども、まだ今年始まったばかり、1年目ですよ。これが5年、10年という歴史があって、ずっとやってこられたということであれば、もうそのようなことは言えるかもしれませんが、まだやっと始まったばかりのところ、私のところの33人も同じですね。ですからそれほど、せっかくずっとやってきたということではありませんので、確かにそのご努力は認めますけれども、それほど長い歴史のあることではないわけですね。

もう一つは、木曾川町だけでもその全学年35人学級を是非続けたいということも、これは町長さんも、本小委員会でも1度か2度おっしゃったことがあると思いますが、お気持ちとしてはもちろんよくわかります。木曾川町民の皆さんもこれについては大変関心をお持ちだということは十分承知の上で申し上げるのですが、一つの市になるときに、一つの地区だけでそういう特別なことが行われるということ、例えば、では立場を逆にして、木曾川町さんは40人学級でやっていらっしゃる、それで一宮市は35人学級でやっている、それで一宮市は35人にするけれども、木曾川町は合併するけども40人そのままですよという逆になったら、木曾川町の皆さんはどうおっしゃいますか。そういうことなのですよ。

ですから、一つの市になるというときは、やはりこういう基本的なサービスというものは、どこかの時点で一つのレベルに合わせていかないと、なかなかほかのところと整合性がとりにくい部分がございます。35人を続けられるということは、つまり、そこに予算が、同じ分野についてたくさん予算が投じられるということになるわけですので、同じ負担をしていただく中で、サービス部分について、税が余分に投じられるということですから、ほかの地域から見ると、なかなかご理解が得られにくい部分になってくると思います。合併と同時にするか、あるいは少し猶予期間を置いてするか、それは別としまして、どこかの時点でやっぱり同じ制度にそろえていく、これは国民健康保険も、大体のものがそうですね。今のすり合わせの中でも、即座に一緒にしないけれども、ある原則の中でそろえていくというのは出ておりますので、できればそういう形でご理解いただければありがたいなと思っております。

#### ○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。この件につきましては、細かいすり合わせというのは総務文教委員会の方で、こちらの新市建設計画では、ページ数でいいますと25ページのところに文言としてはまとめさせていただいているわけです。

ただ、現一宮市長さんのお気持ちということでご質問されたかと思っておりますけれども、そういった形で、将来どうあるかということについては、これはまたすり合わせと同時に、新市になってどれが一番いい方法なのかというものは、それはそれで考えていくべきことではないかと思っておりますし、現時点においては、とにかく少人数学級、あるいは少人数指導、こういった形であるにしろ学校教育には力を入れていきたいという、そういった思いは2市1町ともすべて同じだと思っております。

ご意見等ございましたらお願いします。

#### ○川合 正高委員

いずれにしろどうもかみ合わない。平行線をどうも辿るような気がいたしますので、一応意見としてとりあえず申し上げさせていただきます。

ただ、私どもも先日、新潟県の新発田市へ視察に行ってきました。合併後、どのようにやっているかというようなことで、編入合併したところを視察させていただいたのですが、やはり編入として受け入れる方が、もっと心を広く持っていて、そしてやっていただかないといけないということを実感してきましたので、あわせてお伝え申し上げます。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございますでしょうか。

はい、山口町長さん。

○山口 昭雄副委員長

18ページなのですが、これ前のときに申し上げませんでしたね。子育て家庭への支援ということがうたわれていますが、現実に関子育てに携わる人たちのネットワークづくりということが盛んに行われていまして、成果を上げているということから、子育てネットワークの確立という文言を入れていただくとありがたいと思います。

それから、25ページなのですが、学校教育の充実というところで、やはり今地域に開かれた学校という表現がありますが、地域全体の教育力の向上ということは何らかの形でうたっていったらどうかと。全体にはそういうことが含まれているとは思いますが、言葉として、地域に開かれた学校であるとか、地域全体の教育力の向上というような文言を入れていただくと、よりわかりやすいと思います。

今のところ、その2つを検討していただきたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

これについては、別に事務局の答弁はよろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

はい、神戸委員さん。

○神戸 秀雄委員

次第の方では、6ページの新市統計データ等の中、産業・経済の(2)工業で、「新市の製造品出荷額等は約6,606億円で、県内15位に相当していますが、平成8年から平成13年までの推移をみると、全出荷額は約885億円減少しています」と。その次なのです。「依然、繊維工業の割合は高いものの大幅に減少し、電気機器が、金額・割合ともに大きく増加しています」と書いてありますが、これは、この下の図の棒グラフの平成8年と平成13年を見ていただければわかりますように、平成8年では繊維工業が34.8%あって、電気機器だけでも20.5%と。それと一般機械と金属製品を合わせれば33.7%ということで、それでもまだ繊維には勝てず、繊維が1位ですけれど、平成13年には繊維工業が24.1%になりました、電気機器だけでも30.1%と。そして、一般機械とか金属製品を合わせると44.8%です。繊維工業の約倍近くなっているというところから見ますと、もう少しこの繊維工業の関係者には、いわゆる遠慮したようなこういう表現はしなくて、電気機器が1位となったというような表現をして、そして皆さん方にそういうことをわかっていただいて、これからの産業構造ですか、難しゅうございますが、新産業を見つける、求めるような、そういう一つの糧にしないと、繊維工業関係者を気にしたような、表現ではですよ、これはこれからの新市の新しいその産業を模索するときに、もちろん底辺的には、地場産業が繊維産業ということはわかっております。事業所数におきましても従業員数におきましても、依然トップではありますけれども、しかしこれからこのままでいいのかということを考えた場合に、これだけ逆転

されているこの状況から、もう少しパンチのある表現を私はしたらいかがなものかと考えております。

以上です。

#### ○丹羽 厚詞委員長

ただいまのご意見ですけれども、例えば……。

豊島委員さん、どうぞ。

#### ○豊島 半七委員

今、神戸委員さんおっしゃいましたけれども、私も繊維業に身を置く者の一人として発言をさせていただきますけれども、この小委員会するときでもしばしば申しましたけれども、私は地場産業は繊維産業、基幹産業はほかの「○○」というように言えるようにしないと、まちの経済力が衰退するばかりではないかと思うのです。

ところが、つい先般、このファッションデザインセンターで、繊維のことになりますけれども、糸のフェアをしていただきました。一部の方からは、糸の手当てをしようと思っても、どこにどういう糸があるかがよくわからないと、こういうご発言がありまして、行ったわけですね。

結果として行ってよかったということが言えると思います。当初、事務局は、参観者などは、2,000人か1,500人ぐらいかと言っていましたけれども、現実には4,000人以上の方のご来場を得ました。それで、そのほかに、市長さんとか我々、それ人数外ですが、そういう方を入れれば4,500人ぐらいの方が見えたのではないかと思います。

それで、現実には、ビジネスができたようですので、これは非常によかったなど。ここにも書いてありますように、実際にそういった商売ができる人を養成しなければいけませんし、いわゆる実業につながるということが一番肝心なことでありますので、お祭りだけしていても意味がありませんので、そういった意味で非常によかったなということが一つ。

もう一つ思いましたことは、よく言われておりましたように、日本では、織物があり、その織物から製品をつくる。もっと先をいえば、糸があり、その糸で織り上げ、織物ができる。この織物からどういう製品をつくろうという発想であると思いますね。

ところが今回は、アパレルさんですとか、大型店、それから専門店の小売屋さん百貨店も含めまして、その問屋さん、商社という人に随分大勢来てもらったわけですね。ということは、こういう差別化商品をつくるためには、こういう織物が要ると。そのためには、こういう糸遣いが必要だということで、今までその日本で考えておりました発想の逆転をしたわけですね。それは繊維産業がそうあるべき時代になっているということだと思っております。やっとなら日本もそうなってきたのだということで、私自身が非常に啓発をされたと言った方がいいと思いますけれども、そういうようなことを思います。

それから、もう一つは、これは言い過ぎかもしれませんが、機屋さんもうっかりしていると、親機、親機とおっしゃっていますけれども、全部これは下請になってしまう。アパレルさんなり、あるいはその大型店の下請になってしまう。だから、ここで大奮発をしていただきたいと思いました。

そんなことで、もう一つ言えば、その繊維も見捨てたものではないなということも、またさらに再認識をしたわけでありますけれども、それはそれといたしまして、やはり新産業を創出するといいますか、企業誘致をするということが、長い目で見れば絶対的に必要だと。今、神戸委員さんがおっしゃったのと私も同感でございます。

例えば、23ページ、「たくましい産業が」というところの4行目、(1) 施策の方針の「活力も高めて」と、こうありますね。「一般機械などの他の分野での活力も」、「も」でなしに「を」ではないかなと私思うのです。そういうことで、神戸委員さんおっしゃったのと同じように、表現をもう少し強くしていったらいかがなものかなという感じがいたします。

それで、ここにもございますように、インターチェンジがたくさんできまして、新市になれば4つになると思いますが、そういうようなことで、交通の要衝、それから東西軸、南北軸、両方の中心ということになりますので、文字どおり高速道路網の中心になるわけでありますけれども、その通過都市になってしまっただけではいけないなと。ただ、土地の値段が高いというネックがもちろんありますし、なかなか土地をまとめようとしても難しいという点もありますけれども、口で言うのは簡単ですけども、やはり工場誘致をしたり、そういうことも、是非その一つの大きな柱にしていくべきではないかなと思います。

それから、いろいろ話が飛んで申し訳ありませんけれども、24ページの2番目に、⑤として、観光・交流の振興というのがありますけれども、この前もテレビを見ておりましたら、豊橋が豊橋ビューローというのをつくって、観光事業を積極的に推進していくと。しかもそれは「愛・地球博」なり、あるいはまたその新しい空港ができるということ踏まえて、10年先、20年先ということを見て、大々的に東三河を観光で売り込んでいくんだということで、何かそのPRの雑誌をつくって店頭に置いたら、随分たくさん売れたとかいう話があります。

それから、知多は知多で、空港がオープンするというので、知多の観光も大分このところ低迷をしているようですけれども、もう一遍頑張って観光も力を入れようということやっておられます。

この地区も、二言目には観光資源がないということがありますね。確かに自然には余り恵まれていないのかもしれませんが、しかし、「木曾の清流」ということがありまして、木曾川をもっと有効に、産業の面ももちろんそうですけれども、観光でも、要するにシミュレーションの面でも、もっとその利用するといいますか、にぎわいをもたらすといいますか、そういうことをしようというのもあるわけであります。

もうちょっとこの観光も、いわゆるその産業観光ということも今言われておりますけれども、確かに博物館がないとか美術館がないというようなことも言われますけれども、この前の岩田さんところもああいう設備がありますし、ニッケさんにもありますので、もうちょっとそういうようなことも売り込んで、特にこの「愛・地球博」のときに、何とかしてこちらへ、「愛・地球博」に来たお客様に顔を向けてもらえるようなことはできないだろうかというようなことも考えるわけです。

それで、これ一宮七夕まつりが一番最初にありますが、それぞれの市町でいろいろなお

祭りをやっておられます。伝統文化というものはそこにあるわけでありましてけれども、一つ一宮市の会議所で提案しておりますのは、2005年、来年ですね、来年が一宮の七夕まつりの50回ということになります。それから、「愛・地球博」がございます。恐らく、これはちょっとまだクエスチョンがついてはいますけれども、来年の3月の時点で、もしも新市ができれば、その新市ができたということで、何か新しい祭りができないだろうか。3市町が全部共通してできるお祭りというようなことを考えて、何かどこかでいわゆる飾り付けなんかしましてやりますと、どうしてもその場所になってしまいますけれども、そのお祭り自体が移動できるものであれば、第1組は、一番最初に木曾川町がやって、2番目に一宮市でやって、最後尾西市がやるとか、2組は尾西市が先頭でずっとやるとか、何かそんなことで移動ができるお祭りで、3市町がもしも合併できれば、それを記念して新しいお祭りをつくると。

それで、観光というのは、確かに自然というものも肝心です。ですけども、お祭りなんかというのは、これ観光ですけども、つくったものですからね。それは神様の時代からあるのかどうかは別にしまして、商業祭りだって、これは観光になるわけでありまして、自然に恵まれないければ、つくるお祭りというのを考えたらいかがかと。もちろんそれには随分お金もかかることかもしれませんけれども。

例えば、四国から始まったお祭りだと思いますけれども、四国からその札幌へ行き、名古屋に行き、去年は名古屋が5回目のど真ん中祭りを行いましたけれども、見られた方もおありかも知りませんが、大変なにぎわいですね。しかも、あれは学生が中心に始めたそうです。学生とって、我々ははっきり言って半分ばかりにしていたけれども、やはりやらせればやるのです。物すごくきちっと統制をとってルールをつくってやっています。それで、あの県道とか国道を、もう3時間か4時間ですか、その交通規制してやるわけですから、それは大したものだと思うのです。

だから、そういうことを考えますと、それがまた一つのまちの発展のエネルギー、活力になるということも思いますので、もうちょっとそういうことも考えまして、観光あたりも、もっと力を入れるべきではないかというようなことを思いました。

#### ○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

今までの神戸委員さん、豊島委員さんのご意見でありますと、とりあえず工業の方につきましては、例えば今回資料を出していただいて非常にわかりやすいなと思いましたが、その出荷額は、やはり電気あるいは一般機械が非常に繊維を上回っているわけですが、次のページでいきますと、従業員数、あるいは事業所数というのは、依然、繊維がトップということになります。先ほどの豊島委員さんのおっしゃられるように、あくまでも地場産業としては繊維です。しかし、基幹産業としては、ほかの電気・一般機械が繊維に取ってかわろう、あるいは依存度が大きくなっているということは事実ではないかと思いますが、そういった文言は入れていただいてもいいのではないかというのは感じるところであります。

また、観光についても、やはりその新市の大きな規模を生かした推進というような文言を

入れていただいた方が、その更なるというイメージも出るのではないかと思います、いかがでしょうか。

はい。

#### ○山口 昭雄副委員長

前回、国にアピールするというようなことについて発言をしたのですが、今、神戸委員と豊島委員から出ましたご発言、本当にこの中に何か具体的に盛り込んでいけると、インパクトの強いものになっていくのではないかなと思います。

そこで、事務局にお尋ねをするのですが、これに具体的なことを盛り込むというのは不適切なのかどうかということなのです。例えば、新規産業の誘致というようなところでも、大変さらっと書いてありますが、今ご発言に出たインターチェンジであるとか、交通網を生かすというような意味で、少し具体的な記述ができるかどうか。

あるいは、観光のことについても本当に適切なご発言だったと思いますが、例えば、木曾川町がJR木曾川駅とその周辺整備を熱心に進めてきた一つの目的は、国営木曾三川公園の最寄り駅というように姿にしていきたいと。それによって、その国営木曾三川公園というのはもっと生きていくのではないかなと。例えばその駅と、それをつなぐ、歩いてでも自転車でも行けるような遊歩道、あるいはバスの便とかいうものとあわせて、大変生きたものになっていくのではないかと思うわけです。

木曾三川公園も、ただ大きいということだけで有名な、それではいけないわけでありまして、本当に宿泊施設とか何かがあって、例えば、光明寺のあたりに温泉でも掘るとかいうことまで考えて、もう少し全国の皆さんの興味を引くようなものにしていったらどうかという考えがあって、その駅の整備ということを進めてきたわけですが、そんなようなことについても、もう少し具体的な記述ができるかどうかということを経理局の方、説明をしていただきたいと思います。

#### ○伊神 正文事務局課長

こう全編読んでいただいて、実はそのきちっと整合がとれて、ここは抽象的な表現、ここは具体のというのは、これはなかなか調整がとれていない状況でございまして、言ってみれば、基準があるわけではございませんので、このところを少しという話ならば、これは程度問題だと思います。先ほど豊島委員さんの方からもおっしゃっていただいた、例えば産業観光とかいったようなことも書き込めるのかと思いますが、ただインターチェンジ周辺につきましては、やはりご地元の合意、基盤整備があって初めて可能になってまいりますので、まだ調整区域のところは、線引きを行って、それから区画整理を行ってという形になってまいります。そうなってくると、ご地元の合意というのはどうしても必要不可欠になってまいりますので、インターチェンジ周辺の開発について踏み込んだ表現というのは、今の段階では少し難しいと思います。

ただ、先ほどから何度も申し上げますように、きちんとした基準があるわけではございませんので、各委員さんの思いを私どもに伝えていただいて、私どもの方で全体的なバランスを見ながら書き込めるものは書き込んでまいりたいと、そのように考えております。

## ○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

私からも、ここで委員長という立場を離れまして、意見を一つ言わせていただきたいと思いますけれども、結局、基本理念の部分をもう少し肉づけをとということなのですけれども、この「安心・元気・協働」のうちの「安心」というのは、やはり今回の合併については、一番市民・町民の方が望んでいる、あるいは要望しているからこそ、合併協議に取り組んでいるというところではないかと思えますけれども、その安心が割とすっと書かれてしまっています。例えば少子高齢化ということを一言で済ませてしまっているのですけれども、この少子高齢化がどれだけ大きな影響を今後もたらすのか、あるいは、日本全体の人口減少というものが、どれだけ大きな影響をもたらすのか。

例えば、尾西市だけでいっても、ひとり暮らしの老人、あるいは高齢者だけの世帯というのはどんどん増えているのです。これは、当然高齢化だけでなく、少子も含めて、結局今までは5人子供がいるから、入れてもらえるところもある程度あったから同居できるということが、少子も含めてどんどんと、一緒に同居したくてもできないような、そういった高齢者の方が、あと20年、30年経ったら、もうそういう方ばかりではないでしょうか。

アメリカではもうシルバータウンというものも発生して、そういったまちづくりも逆にされているという事情は、すぐ日本でも現実になってくるだろうというところで、やはり少子高齢化、人口減少で、その税収は今以上望むべくない非常に厳しい状態になりながら、その高齢者福祉等への負担、依存が多くなっていくというところを、もう少し具体的に書いていただいた方がわかりやすいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

意見でございますので、ほかにございましたら、お願いします。

## ○吉田 弘委員

新市の基本理念の安心、これは私も新市の中で一番重要なことではないかと思っておりますが、近年尾西市にしても、一宮市にしても、木曾川町にも、やはり外国人が大変増えてきております。そして外国人の凶悪犯罪が非常に増えています。

こういうものについても、新市は外国人との対話を一層強化していくとか、国際交流協会を通じて、外国人と協調していくというようなものも、これは重要になるのではないかということをおっしゃって、安心の中には、やはり交通災害とか地震、そういうものの自然災害というものも、これ今やかましく言われていますが、新しい市になりまして、無論、学校とか公共施設の耐震強化というものは図っていかなくてはならないのですけれども、どういうところから進めていくか、どれを早く充実させるかということも、やはり大まかではなしに具体的に進めていくということも、私は重要ではないかと思えます。

それと、木曾川町長さんのおっしゃった、木曾三川公園の立派な自然があるのですが、私かねがね思っていたのですが、「かっぱの会」というものがありまして、木曾三川公園のいわゆる138のタワーのところの後側でバーベキューをやろうということで計画いたしました、市の方にお問い合わせもしたと思うのですけれども、あそこでは火を焚いたり、そういうものは



やっではいけないという規制があるのです、それは国が規制をしているのか、一宮市が規制しているのかをお聞きしたいと思います。

私は規制というのはしっかりとやらずに、ある程度遊びに行くところやレジャーで行くところは、昔から言うように「花よりだんご」と言うのですから、やはり「だんご」にも重点を置いて、皆さんが観光、観光とただ景色がきれいとか、祭りを見に来いとか、祭りもいわゆる「だんご」があるから祭りになるのですから、余りやかましく言わないようにするということが、やはり観光を充実する上においても必要ではないかと思いますが、木曾三川公園の138タワーのところは火を焚いてはいけないということは市が決めているのか、国が決めているのか、教えてください。

#### ○谷 一夫委員

タワーパークの利用の仕方の問題でして、14年度まではタワーパークの南の方、堤防のすぐ下の遊歩道のあるところ、桜並木のすぐ下のところです。市民の皆さんがテントを張ったり、いろいろな形でバーベキューを楽しまれる姿が四季折々見られたわけですが、これはほぼ黙認というような形でやられてまいりました。

今年度、東の方の大野極楽寺公園にバーベキュー広場というのを私どもでつくりまして、そこでバーベキューはやっていただくと。これは有料です。もうごく少しの利用料をいただいてバーベキューをやっていただく。炉等も用意してございますけども、そういうふうにいたしました。そのような関係で、バーベキューについては、ほかのところではご遠慮いただくということにいたしました。

これは、おっしゃるように、確かに緩やかにすれば、その分、のびのびとご利用いただけるかと思えます。半面またいろいろなことが起こってくるわけでごさいますて、ゴミ等が放置されますと、野犬が寄ってきたりとか、また芝生に火が着いたりとかございます。現に川原の方でそのようなことをされて、花火の前日か前々日に火事が起きたようなこともございまして、いろいろなアクシデントが発生をいたしますので、やはりどこかきちんと管理された部分でやっていただいた方が、ご利用いただく、その他の大勢の方にとっていいということになると思えます。

ですから、別に弁当を持ってきて食べていただく部分では問題はないわけでごさいますので、バーベキューとか田楽とか、そういった直火を使うようなことはバーベキュー広場でおやりをいただきたいと思っております。

それから、先ほどその木曾三川公園の利用の仕方について町長さんからもちょっとお話がございましたので、私からも少しだけご紹介したいと思います。今、渡橋という橋ですね、タワーパークから向こう側の河川環境楽園に行くところに橋がございまして、これは車がすれ違うのがやっとの幅の橋なのです。それで、人が歩いたり自転車で通ろうと思っても、まさに生命の危機を感じるような橋です。

とてもこれでは、河川環境楽園と三派川地区センターの相互利用がなかなか難しいものですから、私どもでずっと要望してきまして、もう工事が始まりました。もし合併ができるとなると、ちょうど合併が整って新市が誕生するのと時を同じくして、あの橋の供用が開始さ

れると思いますけども、そうしますと、河川環境楽園とこちら側とが、容易に歩いたり自転車で行けたり、いろいろな方法で行き来できて、相互利用が増していきますので、相乗効果でよくなるだろうと思います。

河川環境楽園は、観覧車がもう姿を現しました。それから、淡水魚博物館の方も今工事中でございまして、そういう施設が非常に向こう側は大きなものを造っておりますので、そういう意味では集客力があると。それから、私どもの方の三派川地区センターの東の方は、今お子さんが遊ばれるような巨大遊具でありますとか、10センチから20センチぐらいの浅い水辺を造って、夏にはそこで小さなお子さんが水遊びできるようなプールでありますとか、そういったところを今整備をしていただいております。

さらに東の方には、今度はできる限りあぁいった自然の植生を生かして、鳥や虫が集まるような自然の池をもっと整備していこうというようなことで、これはもう今プランがまとまりまして、工事にかかってまいりますので、河川環境楽園とは違った行き方の公園になるだろうと。

それぞれに特色がございますので、年齢層とかそれぞれの嗜好に合わせてご利用いただければと思いますので、そういう意味で、町長さんがおっしゃったように、いろいろな交通アクセスがございますから、いろいろな楽しみ方ができると思いますので、これからますます利用していただきたいと思います。

#### ○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

前半の国際交流につきましては、29ページの方に、ある程度、国際交流の推進という項目がございます。あくまでも外国人の方が犯罪に結びつくということは不適切で、決まっているわけではございませんので、ですから、この国際交流を進めていくというものをもう少し厚くしてもらおうということによろしいでしょうか。

#### ○吉田 弘委員

私が思うには、市民と外国人の方とのいわゆる交流があると、犯罪というものもある程度は防げるのではないかという意味で言ったのですから、決して外国人の皆さんが犯罪を犯すというのは、全部が全部そうとは言っていない。

それと、今の観光の話になったのですが、私は本当に木曾川という、いい観光資源があるのですから、やはり北は光明寺の辺から、南は尾西市のグリーンプラザぐらいまでは、本当に遊歩道というものをしっかりと整備して、ところどころ休憩する施設、そういうものもないとだめですから、私も年をとりましたら、やはりベンチも必要だな、休憩所も必要だなということを最近つくづく思ったのですが、木曾川町長さんがおっしゃったように、木曾川町の駅から、電車に乗ってそこへ行って、尾西市の方へ歩いてくるとか、尾西市に立ち寄って、やはり1日子供さんとか孫を連れてレクリエーションすると、それが私は豊かなまちづくりと、やはり安心するまちづくりではないかと思いますので、そういうところをひとつ、経済の発展もそれは必要です。それはお金を儲けることも大事ですけど、そういう、人がすぐに楽しいまちだなどと言えるような部分に努力をしていただきたいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

はい、佐野委員さん。

○佐野 豪男委員

事務局にお聞きしたいのですが、今のこの最後のページの財政計画の表がありますね。38ページになりますか。この間の日曜日で住民説明会が済んだと思いますが、私も何カ所か聞きにいつてきました。それで、その説明会に出ていました財政推計のこの表がありますが、合併を誘導するような財政推計ではないかという質問も出ておりましたが、それはそれとして置いておきまして、今のこの38ページの項目をずっと見ていきますと、歳入の方で1番から18番までありますが、よく細かい数字を見てみますと、11項目ほどが17年度から26年度まで同じ数字が並んでいるのですが、このような書き様しかなかったものか、お尋ねしたいと思います。

○坂田 一亮事務局課長補佐

お答えします。

例えば、歳入の方で見ていただきますと、地方消費税交付金とかそういったところですよね。

○佐野 豪男委員

あっさり言いまして、2番、3番、4番、5番、6番、ずっと17年から26年まで数字が全部同じですね。ですから、そのような書き方しかなかったものかということによって……。

○坂田 一亮事務局課長補佐

結論から言いますとできなかつたものです。ここ数年の傾向を見込んで推計しておりますので、ここ数年の傾向はほぼ横ばいであるといった場合は、大体14年度の決算数値をベースに同じ数字を置いてあるということになります。

○佐野 豪男委員

それで、私、冒頭に言いましたように、住民説明会で質問が出たのもそこら辺に、合併を誘導するような財政推計ではないかと、言われる理由もそこら辺に僕は少々あるのかなという気持ちも抱いたわけなのですが、10年間全く同じ数字が並ぶというのも如何なものかと。もう少し下がるか、上がるかあってもと思うのですが、今の答弁で納得しろと言われれば、黙ってそうですかと申し上げておきますが。

○丹羽 厚詞委員長

事務局の方、当然住民説明会でそうした質問は出ていると思いますし、あくまでもわかる範囲ですべてを載せたらこうなったという説明をしていただかないと誤解も出るのではないかと思います。

○坂田 一亮事務局課長補佐

制度的には15年度の制度をベースに見込んでおりまして、今後制度がどうなるかわかりません。かつ、ここ数年の傾向を見込むと、ほぼ同じ程度の額で推移しているということでございますので、そこは同額で置かせていただいたということでございます。

○豊島 半七委員

豊島でございます。

先ほど、吉田さんのお話に関連があるわけですが、私は前から木曾川をもっと何とか、レクリエーションの意味でも、観光でも、とにかく数少ない資源だと思うのです。有効にもっと利用できないかということで、いわゆる道の駅はあるけれども川の駅は基本的に少ないわけですね。それで、以前からその提案をしておりますけれども、なかなか話が進みませんけれども、木曾川町さんも、それから尾西市さんも一宮市も、ちょうど木曾川に面した市町です。

それで、何かそういう具体的なことをやりますと、非常にアピール度が高いと思いますので、さっきお話がありました遊歩道も必要でしょうし、遊歩道のためには、ベンチだけではなく、ちょっと一杯ジュースでも飲めるところが欲しいなど、こう思いますね。お酒があるかもしれん、おでんがあるかもしれませんが、そんなことで、やはり川の駅というようなことを何かこの際に盛り込めないだろうかということを考えています。

以上です。

#### ○山口 昭雄副委員長

先ほど、観光のことで具体的な記述と言ったことについて、温泉とか余計な話をしたので、ぼやけたかもしれませんが、私は国営木曾三川公園を生かした観光・交流の振興というようなふうには、実際に国営木曾三川公園の網がかかっているのは、今もう話題になっています上流から下流まで一体ですから、今のご提案の遊歩道も含めて、国営木曾三川公園というようなイメージをもう少し高めていく必要があると思いますので、今の川の駅、あるいは道の駅も大変すばらしい構想ですが、そういう具体名を記述できたらお願いしたいということです。

#### ○丹羽 厚詞委員長

そうですね。2市1町連続して18キロの河川ということで、非常にこれも新市のスケールとしての特色だと思いますし、その辺のところはもう少し具体的に盛り込んでいただけたらと思います。

いろいろとご意見も出されておりますが、ここで少し確認をしたいのですが、冒頭にも少しお話ししましたが、アンケートを今採っているということで、そういったアンケートの内容ですとか、ご意見等を、この新市建設計画の中にも、せつかくやることですから反映していくということと私は理解しておりますけれども、その辺のどういう形でそれをやっていかれるのでしょうかということと、もう一つは、皆様方にもご了解をいただきたいのですが、この新市の建設計画というのは、もちろんこの小委員会でやっていくことではありますが、今までの協議会でも、いきなり最終的に議決だけで、ほかの委員さんが意見を言ってもそれが生かされないという意見が多く出されております。それで、この建設計画はすべての委員会にかかわることですので、一度議決の前に、協議会でもそのほかの委員さんにもご発言をいただくような場を、そのご了解いただければ、会長である谷市長さんにもお願いして、そういった場を持った方がいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

それでは、そういった形でお願いをしたいと思います。

○伊神 正文事務局課長

この小委員会、次回が3月29日を予定いたしております。それで、アンケートの集計、締め切りが2月26日であったと思いますので、それまでにその成果物として、3月29日までにできるかどうか疑問でございますが、成果物はできなくても、建設計画へのご意見は拝聴しているわけでございますので、前倒しでその部分だけでも集計を急がせて、29日の小委員会の中、この素案の改正文をお出しするときに、その要素も入れながらやっていこうかなど。

あるいは、もし仮にそれが間に合わないといったことならば、先ほど私が申し上げた4月のところで確定というふうには申し上げましたけれども、その中で、先ほど言いました3月29日に間に合わなければ、4月のその小委員会のところでも、そのアンケートをいただいた意見を取り入れながら、この要素を加味していきたいと思っています。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

それでは、新市建設計画（案）につきましては、本日のところはこの辺で協議を閉じさせていただきますまして、また次回に継続していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○丹羽 厚詞委員長

それでは、次回小委員会では、本日ご協議いただいた内容を集約いたしまして、改めて新市建設計画（案）という形で皆様にお示しをさせていただきますまして、その上で再度協議を進めていきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。55分から再開をいたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○丹羽 厚詞委員長

それでは、休憩を閉じまして、協議を再開いたしたいと思います。

次に、②新市の自治のあり方についてに入らせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

恐れ入りますが、次第の9ページをお願いできますでしょうか。

資料2とさせていただきますが、新しい自治のあり方についてといったことで、29ページの住民参加・コミュニティの推進のところでございます。これにつきましては、従前から幾度となくご議論が交わされているところでございますが、たたき台として何か提示しないとなかなか議論も深まってこないのではないかと考えたことを考えまして、事務局の方で、稚拙な文でございますが、用意をさせていただきました。朗読させていただきます。

「住民主体のまちづくりを進めるため、新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくりについて、幅広い住民の方々の意見を聞きながら検討します。」とさせていただいております。これについて、また各委員さんの意見を出していただきながら練っていただければと思います。

また、今日、実は杉本委員さんご欠席であります。杉本委員さんから、一つ自分で考えた意見があるということで、杉本さんからコメントが出ておりますので、朗読させていただきます。「本日は、小委員会に出席することができず、誠に申し訳ありません。書面ながら、新しい自治のあり方についての一案を提案させていただきます。これまで、藤沢市を始めとする他の市町の取り組みについて自分なりに勉強し、新市における自治のあり方について考えてきました。そして、この地域の多くの方から地域の現状について学び、いろいろな知恵や意見を聞く中で、今の段階で一番この地域に適したあり方というのが、本来目指すべき地域割よりも、その市民の関心の高い分野において参加していくという専門割が現状に合っているのではないかとということで提案させていただきました。」といったコメントをいただいております。

お手元に今、杉本委員さんの案が配付されましたので、これも朗読させていただきます。

「住民主体のまちづくりを目指し、新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルール作りを進めます。その第一歩として、新市の総合計画の策定にあたり、各分野ごとに、市民から委員を募る等、計画段階から行政と市民の協働によるまちづくりを進めます」といった文案でございます。よろしく願い申し上げます。

#### ○丹羽 厚詞委員長

ただいま説明が終わりました。

今までの協議につきましては、新市の自治のあり方についての具体的な仕組み等については、幅広い住民の方々の意見を聞きながら、新市において検討する必要があるとの共通認識が得られていると思いますが、新市で検討していく上で、具体的な方向性を建設計画の中で示していくことが必要でございます。

前回は初め、委員の皆様方には積極的にご発言をいただいておりますが、それらのご発言内容をもとに事務局においてたたき台としてまとめさせていただいた内容が先ほど説明があったとおりでございます。また、ただいま杉本委員さんの方からも提案としてこの案が出されております。こういったことをもとに、前回に引き続きご協議いただきたいと存じます。

前回の終了間際に、次回までに考えをおまとめいただけるとのご発言が、古池尾張事務所長さんと山口町長さんからございましたので、その点も含めまして、このたたき台について、皆様方からご自由にご意見をいただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

#### ○山口 昭雄副委員長

それでは、提案させていただく前に、前置きがあるのですが、お許しいただきたいと思えます。

地域内分権ということについて、任意の協議会以来、申し上げてきました。その私の提案については、それがよりどころとする新しい法律がまだできていないという事情がありまし

て、平成17年4月以降の問題だろうと皆様方が受けとめられまして、結局は議論が進まなかったわけでありませう。

私は地方制度調査会の中間答申、最終答申などを見た感想から、近い将来の法制化を見越して、やはり議論を進めるべきではないかと申し上げてきましたが、それが実は今の国会で、この地域内分権のあり方についての審議がされると。法制化に向かうということになっておりまして、17年4月以降の問題というところが前倒しになってきたという事情があります。

ただ、これまでの協議の経過から、新しい市の一体性を崩すようなものはどうかというご意見も強くありましたので、そういうことに配慮をして、任意の協議会で申し上げてきたようなところに戻るつもりはありませんが、やはりこの地域内分権、新しい都市のあり方というものについては、今度の国会審議、そのもとになっております地方制度調査会の答申などをしっかりと踏まえて、新市建設の中に位置づけていくべきだと思っています。

そういうようなことから、私も杉本さんと同じように、一つの文案を提案させてもらいます。杉本さんのだけではなくて、私のものも配付してください。

申し訳ありません、ちょっとお時間頂戴します。

(文案配付)

#### ○山口 昭雄副委員長

それでは、説明をさせていただきます。

先ほどの杉本さんのメッセージなどから推察しますと、杉本さんの場合は、やはりまちづくり基本条例のようなご提案をしておられたと思いますが、先回、連区とか、尾西・木曾川の区の制度などをいろいろと調査をされた結果、より現実的にというようなお考えで、まちづくり基本条例という考え以前に、総合計画の策定ということをご提案しておられるようですが、私は、総合計画は総合計画で、やはり住民参加で取り組まれるべきだとは思いますが、それとあわせて、まちづくり条例というものは、この協議会の協議の結果として位置づけをしていく必要があると思います。

そこで、朗読をさせていただきますが、最初の3行は、これはもう事務局の文案を尊重して、ほとんどそのままなのですが、「住民主体のまちづくりをめざし、新市における住民自治の基本理念、新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルール作りを進めます。そのため新市に『まちづくり推進委員会（仮称）』を置き、新しい時代にふさわしい自治の仕組みづくりを検討し、市民意見集約の成果として『まちづくり基本条例（仮称）』の策定をめざします」ということで、ご検討をお願いしたいと思います。

#### ○丹羽 厚詞委員長

はい、今、山口町長さんから、また一つのたたき台としての案が提出されましたが、こういったことにつきまして、いかがでしょうか。

はい、上田委員さん。

#### ○上田 芳敬委員

今読ませていただいて、率直な感想をまず述べさせていただきたいと思いますが、まず、杉本委員さんが提出された内容なのですが、やはり総合計画まで住民主体の中でやるのはいい

かななものかなという、疑問は正直あります。あと、山口町長さんがご提案されたことに関しまして、私のイメージしていたこととかなり近い部分がありまして、これをそのままこの計画に乗せていいものかどうかはわかりませんが、やはり将来的にはどうしても市民の負担はこれから増えるということを鑑みると、やはりそういった参加型のものをもっともっと強く押し出すべきだと思っていますので、是非このような案でやっていただければと思います。

**○丹羽 厚詞委員長**

ほかにございますでしょうか。

木曾川町長さんにお尋ねいたしますけれども、まちづくり基本条例というのは、私どもはほかの市の事例等もいろいろ存じておりますので、大体どういったものかというのはわかるのですが、まず、そういったものにとられるのかどうかということと、ひょっとしたら委員さんの中には、一体どういうものなんだろうということをご疑問に思っている方もいらっしゃるかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○山口 昭雄副委員長**

実は、いろいろなまちづくり条例について調べてもらったのですが、相当な数がありまして、それについてご紹介するというわけにもいきませんが、例えば新しいところでは静岡・清水の条例などもございますので、必要ならそういった資料を掻い摘んで今後提示できるようにしてもいいのですが、そういう必要はありますか。

**○丹羽 厚詞委員長**

具体的にどこまで決めるというのは、ここで決めることではございません。それをつくっていくということの提言であるかと思いますが、ただ、実際にどうですか、ほかの委員さん、どういったものかというものが全くわからないのでは、その議論のしようがないかと思っておりますけれども、事務局の方、事例のようなものを出すとか、何か提案はありますか。

**○古池 庸男委員**

実は国の動きがございまして、ご案内のように答申が出て、それを具体の法律にしていくという動きがありまして、国の方では3月9日が国への法律の提出期限ということで現在進めておりまして、3月の国会で案が出されるであろうと思っております。

その中で、大きく3つの柱がありますね。一つは、従来の地方自治法を一部改正する法律という中での対応、それから、ご案内の今出ております合併特例法、これの改正という形、それから、さらに新しい法律を今度つくっていくという今3つの構えがあるということです。それぞれの中に答申の意向を酌んでおります。それで答申は、地域協議会みたいなものをつくって、その中で、基礎的な自治体における住民の自治を充実する行政と、住民の連絡・協議のための新しい仕組みをつくりなさいよというような答申が出されているわけですね。

それを受けて、地域自治組織という形の中を作ろうではないかと。それも法人格を有しないものと法人格を有するものがあります。それが地域自治組織の中でのいわゆる地域協議会というような言葉で使われております。これも既に新聞なんかで出ていますし、いろいろな書物に出ているので、ご案内だと思いますが、それを受けて、地方自治法の改正の中では、



いわゆる地域自治区というような言葉を使っていますけども、その地域協議会というのと、それから事務所を置こうではないかと。

そして、地域協議会というのは、そのそれぞれの構成員が、地域の人から選んだり、任期は4年であるとか、報酬は支給しないだとか、そういうのをベースにした地域協議会をつくり、それで一方では事務所というものを置いて、それは行政レベルの中の市町村長の権限に属する事務を処理する機関として事務所を置いて、その事務所が地域協議会の総括というのですかね、庶務というのですかね、全体の面倒を見ていくんだよという2つの流れ、組織があるわけですね。それを自治法の中で制度化して位置づけていこうということだと思っておりますね。

今、木曾川町長さんが出されているまちづくり推進委員会というのは、まさにそうした、いわゆる地域協議会に当たる……

(「新市全体の市民参画の」と呼ぶ者あり)

○古池 庸男委員

全体のあれですか、これは。

さっき都市内分権とおっしゃったものですから、別ですね、わかりました。

○山口 昭雄副委員長

スタンスを各地に置くというような意味で、ここは、その委員会の形が、例えば支部がどの程度置かれるかとか、その構成はどうかということは……

○古池 庸男委員

そうすると、市全体の審議会的な機能を持たせたそういう委員会を置くということで……

○山口 昭雄副委員長

立脚するのは、それぞれの地域のそういう支部といいますか委員会とかいうようなものになっていくかなど。ですから、さっき前段で言われたように、地域内分権というようなことについて、最初に提案していたようなところに戻すと、市の一体化というものがつくり上げにくいということですので、各地域に立脚しながら、全体としての委員会を設けるといような文にまとめたわけです。

○古池 庸男委員

私、ちょっと具体のコミュニティをベースにした自治のあり方なのかなという観点でひとつ認識していたのですけれども。

○丹羽 厚詞委員長

よろしかったでしょうか。

あくまでも、今回のこの新しい自治のあり方については、その基本方針の一つでは、協働というものをいかにうまく行っていくか、協働をいかにやっていくかということのもとで、新市の中で住民がどうやってまちづくりに参加できるかという思いの中でのその基本条例等ではあるかと思うのですけれども、事務局の方、どういったものかというのが、ほかの委員さんにわからないのでは、話をつかないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○伊神 正文事務局課長

行政運営をしていくときに、もととなるのは自治法であります。その自治法でも予測し得ないような状況が最近出てきていると。住民参加、住民参画の部分が自治法の中では明確にうたわれていないというようなことから、いわゆる自治体の憲法というものであり、その自治体の条例の規範となるようなものをつくっていこうという動きから始まったと私どもは理解いたしております。自治体運営の基本理念とか仕組みとかいったものを定めていくといったこととございます。

なかなかこう申しても、わかりにくいかもしれませんが、内容といたしましては、その市民の権利や責務、あるいは議会や市長の役割、また、行政の運営原則みたいなものをうたい込むといったようなことになってこようかと思っております。

それで、タイプといたしましては、その住民参加に重きを置いた条例のタイプとか、いわゆる理念だけをうたい込むようなもの、あるいは、その住民投票条例のようなものもうたい込んだいわゆるニセコ町のような、ニセコ町のようなといっても例が出してありませんのでなかなかわかりにくいかもしれませんが、今言ったような、自治体の基本的な憲法のようなものをとったようなタイプと3つほどあるのかなというふうに考えています。

#### ○山口 昭雄副委員長

今、大まかな説明がありました。やはりいろいろなものがありまして、今言われたような理念を示すというようなタイプのものと、それから住民参加の手続ですね、これを制度化したもの、あるいは常設などの住民投票条例というようなものもその範疇に入るのかなと思っております。

そういったものがありますが、例えば、静岡市の例ですと、これは静岡市が市民に訴えたものを、掻い摘んで言いますと、「地域の独自性を生かし、市民の皆さんとともにこのまちをつくり、運営していくための約束事を定める自治基本条例という静岡市の将来の方向づけを明確にする条例の策定作業を行います」と。その上で、自治基本条例とは何かというようなうたい文句の中に、「新しい静岡市をつくる上で、一番基本的で重要な原則を定めるもので、条例・規則などの法体系において、最上位に位置する静岡市の憲法と言える条例です」というようなことがうたってあります。

どうやってつくるかということについては、学識経験者や公募市民、そして行政の公募職員となっておりますが、懇話会を設置して検討していくということを手始めにやって、あとは公開講座であるとか、たたき台の募集であるとか、タウンミーティング、シンポジウムなどを繰り返しやっていくということをやっています。

タイプによって作り方も違うと思いますが、中には非常に平易な言葉で書かれたものもありまして、参考になるものを、できればまた事務局の方でも資料として提示していただけるとわかりやすいかと思っております。

#### ○丹羽 厚詞委員長

いかがでしょうか。そういった考え方につきましては。

#### ○谷 一夫委員

委員長さんが私の方を見てお尋ねになりましたので、お答えをしたいと思います。今日

は杉本委員さんがおいでになっておりませんので、そういった関係で一つ案を出していただいた、おいでではありませんから、どうしようかなと思っています。先ほど上田委員さん、総合計画を市民がつくるのは如何なものかと、そういうふうにおっしゃったですね。

**○上田 芳敬委員**

はい。

**○谷 一夫委員**

従来、総合計画等をつくる時は、大体この内部と、そして実際の作業はコンサルタント的なところをお願いをするというような形でつくられるのが通常なのですね。それで、私もそういうことでやってきましたが、やはりこういう総合計画にとどまらず、さまざまな計画を作成するときに、職員みずから汗をかくということがまず必要だと思います。それから、市民の皆さんに直結する事柄についての計画をつくる時には、やはり市民の皆さんのご意見を直接聞いて、それを取り入れていくということが必要だと思います。

そんなことで、例えば、ごみ減量推進条例、これはもう市民の方につくっていただきました。それから環境基本計画もそうです。一応そのような形で、職員はあくまで事務局的に、あるいは議論を整理するという立場に徹して、議論の主体は市民の皆さんで行っていただくというような形を私どもは実はとってきておまして、職員にとっては、むしろこれは大変なことなのではけれども、非常に勉強になります。

ただ、問題は、市民の皆さんが参加されるのはせいぜい数十名レベルなのですね。それで、28万人の市民のそれは代表かと言われると困ってしまうところがあるのですけれども、全然参加されないよりは、確かにその代表的な意見として、全部ではないかもしれませんが、代表的な意見は反映できるのではないかと、そんなふうに私たちも理解をしながら、進めておりますので、必ずしもそういうおっしゃるようなことで否定すべき見解はないと思っています。

それで、山口町長さんのご意見は、また少し違うレベルの話ですね。ですから、そういったことの基本的な事柄、それで、今申し上げたようなことの基本姿勢を条例なりで処理していこうと、そういうお考えでございますので、これは決して矛盾するものでも何でもない、むしろ両方が併合してもいいわけになってくると思いますけれども、こういう具体の表現をどこまでするかということについて、まだ次回がございますので、少しお時間をいただければというように思います。

**○丹羽 厚詞委員長**

ほかにありますでしょうか。

**○上田 芳敬委員**

すみません、総合計画、いかがなものかということだったので、私のイメージの中で、そのまちづくり推進委員会というのは、いけば市民の委員会というイメージがあるものですから、それで、逆に私よくわからないのですが、このいわゆる議員さんの方々というのは住民代表で出られてみえるわけですね。その整合性というのは非常に私自身まだ不透明な部分がありまして、それで総合計画等は、やはりそういった部分で専門の方々に任せて、

市民の中の意見を聴取していただくような格好がいいかなと思って、先程そういう話をしたのですけれども。

ただ、お伺いしたいのは、やはりその辺の整合性の問題が出てくると思うのですが、私はよく知らないので、どなたにお伺いすればよろしいのですか。

**○丹羽 厚詞委員長**

議会本来の務めというのは、提案されたものが可とするか否とするかということを採用していくということでありまして、例えば、総合計画にも議会代表としてその意見を述べてもらうなり、そういった立場で参加するということが多くて、議会そのもので総合計画をつくっていくというわけではありませんので、その整合性はよろしいかと思えますし、その点でいきますと、議会という働きは、提案されたものを判断していくものです。それで提案前に、では市民と市の意見をどこまで具体的にに入れていくかというのが、今提示されているまちづくり基本条例の方でのその働きになるのではないかと思えますが、そういった観点でよろしいかと思えます。

**○山口 昭雄副委員長**

それでは、今、市長さんからもお話ありましたが、杉本委員さんがやはりご自分できちっと提案をしたいと、これ一つの文案ができましたけども、その背景などを説明したいということですので、やはり次回まで検討期間を設けるとすることが妥当だと思いますので、その間、今度3月29日ですか、時間がありますので、参考資料をつくっていただいて、前もって勉強していただいて、次の機会に臨んでいただくというふうにしたらどうかと思うのですが。

例えば、総合計画の策定などにもかかわるようなもので、大変おもしろいものもありまして、市民の要望をどんどん拾って、それを分析して、例えばその一つのことを実現しようと思うと、市はそのうちの何%ぐらい責任があるかとか、そのほかの住民の諸団体に何%責任があるか、あるいは行政の中でも何課にどれだけの責任があるかというようなことも表にしてまとめていこうという、東海市がそのような動きをやっていますので、そういうスタイルなども参考にさせていただけるといいかなと思います。

これは、総合計画の策定に向けているものですので、余り直接の参考にはならないかもしれないけども、そういう例もあるわけです。ですから、今までに事務局でまとめてもらったものもありますので、それをさらに委員会の委員さんのためにまとめ直していただくということでどうでしょうか。

**○丹羽 厚詞委員長**

事務局の方である程度の事例を出してもらおうということによろしいですか。

これにつきましては、まちづくり基本条例がどういったものかということの判断のなかでこういうふうにしますというものではないということをご理解いただきたいと思えますし、この新しい自治のあり方の進め方については、まず基本的なものは、今回出されております3例につきましても、最初のその文言はすべて一致されております。

それで、これをもとにして、あとはどこまで、先ほど谷市長さんからも言われましたけれ

ども、具体的な内容に踏み込んでいくかという、そういった議論になっていくかと思います。その中の一つの例として、基本条例という文言を織り込んでいくのかどうか、そういったことで参考資料として、出していただいて、これについても協議をしていきたいと思いますが、そういった形で進めさせていただきましてよろしいでしょうか。

はい、山口町長。

#### ○山口 昭雄副委員長

一つ付け加えますが、こういう自治基本条例というようなものの必要性について言いたいことは、今後やはりしばらく時間をかけて、それぞれの市町の連区とか区とか町内会のあり方というものを検討して、新しくつくっていただけたらと思っておりますが、それもやはり市民の手でというような形にしていくべきだという思いがあるからでありまして、当然そうならざるを得ない部分もあるわけですが、そういうことで、住民が納得の上で、本当に自分たちの身近なことについては自分たちが責任持つというような体制をつくっていくということが、先ほど来、尾西市長さんの方のご提案にもあったような、新しい自治体での安心ということの確立に非常に大きな問題になってくると思うからであります。

例えば、新しい住民の方が、旧来のいわゆる集落が発展したような町内会になかなか入り込めないとか、そのほかにも核家族化とか、高齢化というようないろいろな要因が重なって、だんだんと自分の生活の周りで不安が募ってきているということに対応する、つまり必要欠くべからざる案件であると私は思いますので、そのことだけ付け加えさせていただきます。

#### ○丹羽 厚詞委員長

それでは、新市の自治のあり方については、今後基本的な考え方、今回、皆様方にお認めいただいた、この文言の最初の部分はこういった形で、その後どこまで具体的な内容を記述していくかという方向で、協議をこの先も進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（３）その他「今後の新市建設計画作成等小委員会開催日程について」事務局から説明を願います。

#### ○森 輝義事務局長

それでは、資料の最後の10ページ、資料3をご覧くださいと思いますが、次回、先ほど少しお話が出ておりましたが、「第9回 新市建設計画作成等小委員会」は、3月29日月曜日9時半からこの場所で予定をいたしております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

#### ○丹羽 厚詞委員長

はい、ありがとうございました。

先ほど、議題（１）の「新市建設計画（案）について」の中で、神戸委員さんからちよつとご発言ができなかった部分、後から申し出がございましたので、今お話をさせていただきたいと思っております。

#### ○神戸 秀雄委員

それでは、お時間をいただきまして発言をさせていただきます。

新市建設計画の①番ではなくして、冒頭に川合委員がおっしゃいましたことにつきまして、私は決して総務文教委員会の職務分掌と申しますか、カテゴリーを侵害するつもりではございませんが、たまたま川合委員さんがおっしゃいましたことに関連して、ちょっと申し上げさせていたただきたいと思います。

やはり少人数学級につきましても、市長が言いにくい部分を私が申し上げさせていただきますが、やはり木曾川町さんは小学校3校ですか、ということで、やはり数が少ないということでやり得ることもございますが、うちの場合ですと、小中学校で47ございまして、尾西市さんも入りますと、大きい37万の市になった場合にやはりできないことも私はあると思うのです。

それで、昨年33人学級に1年生だけしたときにでも試算しましたところ、たしか47小中学校を全部30人学級にすると、教員の一宮市払いの金額だけでも4億数千万になって、しかも、それはお金で済むといいますか、お金ですが、実際に教室が全然足りなくて、もうハード的にできないというような現状でございました、昨年度。

ですから、今後もこの37万の新しいまちになってやることですから、今まで、大変申しにくいのですが、やはり木曾川町さんだけでおやりになっておったことを、すべてそれを生かして全部やっていくということは、いろいろな事務事業の突き合わせの中でもできないことあるかと思えますけど、それはやはりご理解をいただかんと、やはり新しいまちの作り方にはなかなか難しいのではなかろうかと。それを抹殺するかそういう意味ではございません、決して。

それと同時に、もう一つは、新発田市の方へ行政調査を行ったときには、いろいろと経験して、やはり育てていたただきたいと、温かく一宮市も迎えていたただきたいという発言もありましたけれども、一宮市民は合併する前から木曾川町さんに対して温かく私どもは育てているつもりなのです。

ということは、例を挙げますと、ちょっと失礼ですけども、例えばごみの焼却につきましても、神田さんのときに243億円の入札金額で、周辺の整備を入れて約300億近くかかった150トン3基の焼却場がございますけれども、木曾川町さんは木曾川町さんで、木曾川町さんのいろいろなご事情によりまして、はっきり申し上げますとトン当たり八千数百円いただいて燃やさせていただいておりますけれども、それとて一宮市民の大変重要な財産なのです。

ですから、その150トン3基を、もう2基交代にやっておりますけれども、それもやはりいろいろなご事情があるから、それはいいのではないかとということで議会の方も承認して、たしか一宮市長と木曾川町長さんと契約をしているはずだと思っておりますけれども、そのようなことで、私どもは、もう合併する前から木曾川町さんに対して議会も市民もそういう温かいつもりでおりますから、その点は誤解のないようにこれからもお願いしたいというように思っております。

以上です。

### ○川合 正高委員

少人数学級については、私ども木曾川町がやれることは一宮市さんもやれると思うのです。財政の持っていき方だけだと思うのです。だから、財政力指数が、木曾川町の方がうんといのかといたらそうではないのです。一宮市さんも持っていき方だけでやれると思うのです。だから、それと、温かい目ということ、先ほどの新発田市さんの視察の中で申し上げましたが、我々今この協議をしているのですが、編入をされる方も、編入する方も、その中身について本当にわかっているかということなのです。

だから、先進のところを私たちは視察をしてまいりましたが、やはりその編入を受け入れる方は、それなりに受けとめなければいけないということを理解していただく、それには、それぞれ皆さん方も勉強していかなければいかん、私これが欠けていると思うのです。今回、新発田市さんへ行って初めてわかったのです。受け入れ方がやはり大きいです。

ですから、言葉少し悪いかもしれませんが、わずか合併して9万人程度の人口の新発田市が非常に大きく見えた。なぜ大きく見えるかということになってくるのです。その受けとめ方が違うのです。だから私は、温かい目で見てくださいとお願いしたのはそこなのですけども、やはりそれは議論はあろうかと思いますが、基本的に少人数学級については、やはりとことん私どもは合併後も、もちろんこの合併するということになりましたら、その分も追求していく問題になろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

### ○丹羽 厚詞委員長

この件については、それぞれ神戸委員さん、川合委員さんの個人的なご意見ということで、少人数学級の協議につきましては、総務文教委員会に託していきたいと思っておりますので、誤解のないようによろしくお願したいと思っております。

とにかくこの合併協議については、これからも私たち2市1町、本当にひざを突き合わせて、誤解のないような、そのお互いに納得し合った合併協議に努めていくということは、当然全員が思っていることですので、そういったことで進めていきたいと思っております。

### ○葛谷 昭吾委員

川合委員さんも、先ほど、35人学級、非常に絶対に譲れないというようなことを言っておりますけど、今も一宮市さんの気持ちをこちらに向けていただきたいということと、対等の精神、これは一宮市さんにはあるのですけど、私、木曾川町の委員ですけど、木曾川町の委員が、一宮市さん、尾西市さんに対する対等の精神が、私の方が欠けているのではないかと、こう思うわけです。大きい一宮市さんにその対等の精神を思ってくれという押しつけだけで我々木曾川町はそういう気持ちがないのではないかと思っているわけです。

それで、川合委員も言われましたけど、やはり歩み寄るところは歩み寄らせていただきますので、ひとつよろしくお願したいと思っております。

### ○丹羽 厚詞委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議題は以上で終了させていただきます。長時間にわたり熱心なご協議、本当にありがとうございました。

午前 11 時 38 分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 16 年 3 月 5 日

会議録署名委員 丹 羽 厚 詞 （自署）